

道有林野産物売払入札の公告

次のとおり、道有林野産物売払一般競争入札(地域限定)(以下「入札」という。)を実施する。

令和5年8月7日

北海道空知総合振興局長 鈴木 賢一

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び件数

道有林野産物の売払い 4 物件

(2) 入札物件明細

物件番号	種類	物件の所在	面積	本数	材積	搬出期限	延納日数
第1号	トドマツ間伐	三笠市 道有林空知管理区 68林班	7.21 ha	1,282 本	969.05 m ³	契約締結日より3ヵ年	150日以内
第2号	トドマツ間伐	三笠市 道有林空知管理区 72林班	12.36 ha	2,129 本	2,088.44 m ³	契約締結日より3ヵ年	170日以内
第3号	トドマツ間伐 トウヒ間伐	歌志内市 道有林空知管理区 211林班	7.85 ha	2,663 本	1,313.55 m ³	契約締結日より3ヵ年	150日以内
第4号	トドマツ間伐	赤平市 道有林空知管理区 232・233林班	25.91 ha	4,280 本	3,048.26 m ³	契約締結日より 3ヵ年	170日以内

2 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 令和3年北海道告示第713号に規定する林産物売払いの資格を有していること。
- 道有林野産物の売払いの入札執行の日までの間に、北海道が行う競争入札に関する指名停止を受けていない者であること。
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の(2)の再審査結果の資格を有していること。
- 空知総合振興局管内に本店、支店、営業所を有すること。
- 中小企業等協同組合法(昭和24年6月1日法律第181号)に基づく事業協同組合については構成員と重複していないこと。
- 北海道林業事業体登録実施要綱(平成24年8月27日施行)により、北海道林業事業体登録制度に登録している者。

3 入札説明書の配布期間等

入札説明書及び道有林野産物売払一般競争入札(地域限定)参加資格審査申請書用紙は次により交付する。

- (1) 配布期間 令和5年8月7日(月) から令和5年8月21日(月) まで
(北海道休日に関する条例(平成元年3月31日条例第2号)第1条第1項各号に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 岩見沢市北2条西12丁目 北海道空知総合振興局森林室森林整備課
- (3) 配布方法 上記の場所で直接配布を受けるか、北海道空知総合振興局森林室ホームページからも取得することができる。
送付又はファクシミリ等での配布は行わない。
- (4) 費用 無料とする。

4 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は道有林野産物売払一般競争入札(地域限定)参加資格申請書に係る書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 提出期間 令和5年8月7日(月) から令和5年8月21日(月) まで(休日を除く)の
毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 岩見沢市北2条西12丁目 北海道空知総合振興局森林室森林整備課
- (3) 提出方法 持参することとするが、送付を希望する場合は申請期限の3日前までに北海道空知総合振興局森林室森林整備課に連絡の上送付することとし、連絡なく送付されたもの、ファクシミリは受け付けないものとする。

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所
岩見沢市北2条西12丁目 北海道空知総合振興局森林室会議室
- (2) 入札日時
令和5年9月14日(木) 13時30分
- (3) その他
入札の執行に当たっては、北海道空知総合振興局長により、競争入札参加資格があることが確認された旨の道有林野産物売払一般競争入札(地域限定)参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

6 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者と契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

7 造材作業に関する特記事項

- (1) エゾシカによる森林被害防止対策の一環として一般狩猟者による狩猟環境を整備するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づく狩猟期間のうち、11月1日から狩猟期間終了（翌年3月31日）までの土・日・祝日及び年末年始（12月29日～翌1月3日）は、狩猟を目的とした林道の通行を認めることから、原則的として造材作業は行わないこと。
- (2) 買受人は造材作業区域周辺の要所に「造材作業中のため立入禁止」等の看板、幟等の注意標識を設置すること。
- (3) やむを得ず、森林内で造材作業を行うときは、当該作業箇所に通じる林道や施業道等のゲートを施錠すること。

8 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) その他不明な点は、北海道空知総合振興局森林室森林整備課主査(販売)（電話0126-22-1156）に照会すること。